

# 羽幌町強靱化計画



令和8年3月

羽幌町

## 【目次】

第1章	はじめに	
1	策定の背景	1
2	計画の策定趣旨	1
3	計画の位置付け	2
4	地域防災計画との役割分担	2
第2章	羽幌町強靱化の基本的考え方	
1	本計画の対象とするリスク	3
2	羽幌町強靱化計画の基本目標	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
3	評価の実施手順	8
4	評価結果	8
第4章	羽幌町強靱化のための施策プログラム	
1	施策プログラムの考え方	9
2	施策推進の指標となる目標値の設定	9
3	推進事業の設定	9
4	施策プログラム一覧	10
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	35
2	計画の推進方法	36
【別表1】	羽幌町強靱化に関する脆弱性評価	37
【別表2】	羽幌町強靱化のための推進事業一覧	56

# 第1章 はじめに

## 1 策定の背景

---

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、令和6年（2024年）に発生した能登半島地震では、厳冬期の災害という厳しい条件が重なった災害であり、甚大な被害が発生した。今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として再認識されることとなった。

羽幌町においても、日本海沿岸地震・津波の発生が想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年（2013年）12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年（2014年）6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきたところであり、基本法の施行後5年となる平成30年（2018年）12月及び施行後10年となる令和5年（2023年）7月に、国において基本計画の見直しが行われた。

北海道においても、強靱化を図るための地域計画として「北海道強靱化計画」を平成27年（2015年）3月に策定し、令和2年（2020年）3月に第2期計画、令和7年（2025年）に第3期計画に改定されたところである。

## 2 計画の策定趣旨

---

本町では、基本法に基づき「羽幌町強靱化計画」を令和2年（2020年）に策定し、計画に基づく様々な取組を行うとともに「羽幌町地域防災計画」を適宜更新するなど防災・減災対策を実施してきた。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、羽幌町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、羽幌町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「羽幌町強靱化計画」を改訂する。

### 3 計画の位置付け

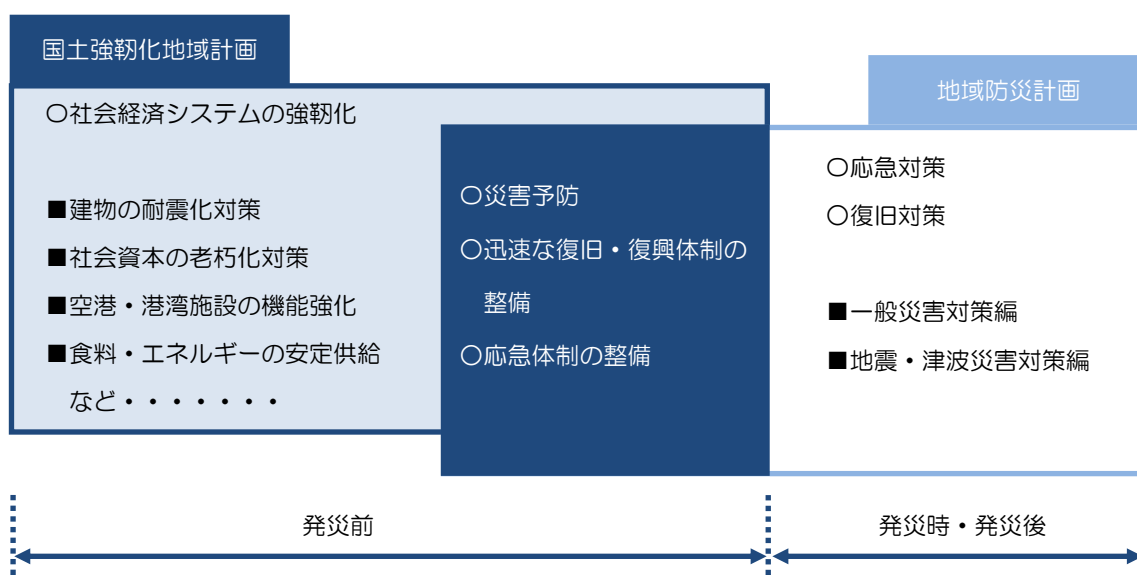
本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものである。このため、第7次羽幌町総合振興計画や他の個別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として長期的な視点に立って一体的に推進する。

### 4 地域防災計画との役割分担

国土強靱化地域計画は、発災後の様々なリスクを想定しつつ、平時（発災前）の備えを中心に包括的な対応策を講じるものであり、あらゆる大規模自然災害に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復興・復旧」に資する施策を、まちづくりを含めた総合的な取組としてとりまとめたものである。

一方、地域防災計画は「風水害対策」や「地震・津波災害対策」など災害種類ごとの「リスク」に対応した業務等が定められており、発災後の応急対策や災害復旧対策を中心とした計画となっている。

両計画は、どちらも災害発生という危機に対して、地方自治体が総力を挙げて対応していくために必要不可欠なものであり、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図りながら羽幌町の強靱化を目指していくものである。



## 第2章 羽幌町強靱化の基本的な考え方

### 1 本計画の対象とするリスク

羽幌町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標1に掲げる「町民の生命・財産と羽幌町の社会経済システムを守る」という観点から、羽幌町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、基本目標2に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、羽幌町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

#### 1-1 羽幌町における主な自然災害リスク

##### (1) 地震・津波

- 太平洋沖における海溝型地震
  - ・根室沖における30年以内にM7.8~8.5程度の地震発生確率は、80%程度(2018年2月地震調査研究推進本部長期評価)
  - ・最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は34.6m(2012年太平洋沿岸津波浸水予想図)
- 北海道日本海沿岸の津波浸水想定(2017年2月北海道日本海沿岸における津波浸水想定公表について)
  - ・10m以上の津波高となるのは21市町村(最大津波高は26.9m)
  - ・海岸線における津波影響開始時間(±20cm)が最短で10分以内となるのは24市町村
- 内陸型地震(2018年全国地震動予測値図)
  - ・道内の主要活断層は13箇所
  - ・黒松内低地断層帯の発生確率・・・M7.3程度以上、30年以内に2%~5%以下
  - ・サロベツ断層帯の発生確率・・・M7.6程度、30年以内に4%以下
- 過去の被害状況
  - ・北海道南西沖地震(1993年)・・・M7.8、最大震度6(推定)  
最大遡上高30m以上、死者・行方不明者229人
  - ・十勝沖地震(2003年)・・・M8.0、最大震度6弱、最大津波高2.55m  
死者・行方不明者2人
  - ・北海道胆振東部地震(2018年)・・・M6.7、最大震度7  
死者44人

## (2) 豪雨／暴風雨／竜巻

- 過去 30 年の台風接近数は、年平均 2 個（全国平均約 6 個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 特に 2016 年 8 月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台風（7 号・9 号・10 号・11 号）に伴う大雨や強風等によって、甚大な被害が発生（死者 4 人・行方不明者 2 人、住宅被害は、全壊 39 棟、半壊 113 棟）
- 1991 年から 2017 年の間に、47 の竜巻等が発生（2006 年、佐呂間町で発生した竜巻では、9 人の死者が発生）

## (3) 豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013 年には、道東を中心とした暴風雪により、9 人の死者が発生

## 1-2 町外における主な自然災害リスク

### (1) 首都直下地震

- 発生確率・・・M7 クラス、30 年以内に 70%
- 被害想定・・・死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

### (2) 南海トラフ地震

- 発生確率・・・M8～M9 クラス、30 年以内に 70～80%程度
- 被害想定・・・死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

## 2 羽幌町強靱化計画の基本目標

羽幌町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

羽幌町の強靱化は、こうした見地から本町のみならず国家的な課題として、国、道、本町、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。

以上の考え方を踏まえ、羽幌町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」「国家・社会の重要な機能維持」「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」「迅速な復旧復興」の4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」の3つの目標に配慮しつつ、町民の生命と財産、本町の主要産業である農業・漁業による生産をはじめ、加工、流通、消費等の一連の経済活動を守るなど当初計画と同様次の3つを本計画の目標とし、関連施策の推進に努めるものとする。

### 羽幌町強靱化計画における基本目標

- 1 大規模自然災害から町民の生命・財産と羽幌町社会経済システムを守る
- 2 羽幌町の強みを生かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- 3 羽幌町の持続的成長を促進する

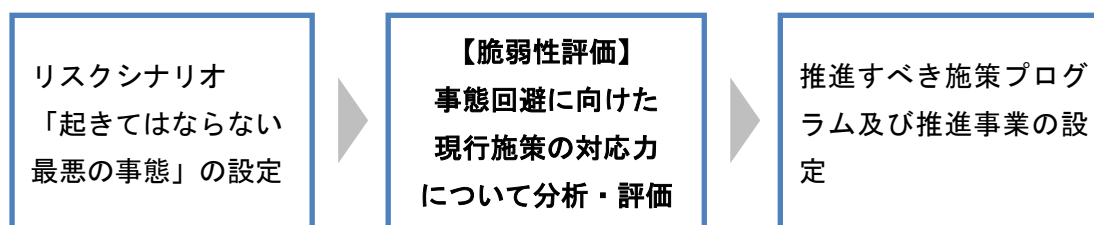
## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

羽幌町としても、本計画に掲げる羽幌町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



#### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、羽幌町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた羽幌町の対応力についても併せて評価

### 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など北海道の地域特性や近年の自然災害から得られた知見を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、6つのカテゴリと20のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリ		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的な洪水やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の長期停止
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下による社会の混乱
4	経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
6	迅速な復旧・復興等	6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

### 3 評価の実施手順

---

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

### 4 評価結果

---

脆弱性評価の結果は、巻末の「【別表1】羽幌町強靱化に関する脆弱性評価」のとおり。

## 第4章 羽幌町強靱化のための施策プログラム

### 1 施策プログラムの考え方

---

第3章の脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「羽幌町強靱化のための施策プログラム」を設定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみならず、情報伝達・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめる。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

---

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

### 3 推進事業の設定

---

施策推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るため、施策に関連する具体的な事業を推進事業として表記し整理する。(巻末の「【別表2】羽幌町強靱化のための推進事業一覧」のとおり。)

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや追加を行う。

#### 4 施策プログラム一覧

---

- ・ 脆弱性評価において設定した 20 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・ 当該施策の推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の 4 区分）を各施策の末尾に [ ] 書きで記載
- ・ プログラムを構成する施策には、複数のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、最も関わりのあるリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない

## 1 人命の保護

### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

#### (住宅、建築物等の耐震化)

- 北海道耐震改修促進計画及び羽幌町耐震改修促進計画に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、国や北海道の支援制度等を有効活用し、耐震化を促進する。[国、道、町、民間]
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設など、多くの住民等が利用する公共施設について、各施設管理者等による耐震化を促進する。[国、道、町、民間]

#### (建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、羽幌町公共施設マネジメント計画及び各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。[国、道、町]
- 公営住宅については、羽幌町公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な維持、計画的な改修・廃止等を実施する。
- 適切な管理が行われていない空き家等に関する問題解決を図るとともに、空き家等が放置され、管理されなくなることを未然に防止するため、羽幌町空き家等対策計画に基づき、所有者に適正な管理を促すなど、管理不全な状態の空き家等の増加抑制に努める。
- 空き家バンク制度、住宅改修促進助成金の活用などを通じ、空き家等の有効活用等を図る。

#### (緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化や無電柱化を含め、国や北海道など関係機関と連携を図りながら、計画的な整備を推進する。[国、道、町]
- 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道について、国や北海道と連携し、道路啓開や優先的な除雪を実施など、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた仕組みを構築する。[国、道、町]

### (防火対策・火災予防)

- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。[国、道、町]

指標	現状	目標 (R11)
住宅の耐震化率	74.9% (R7)	増加
小中学校の耐震化率	84.6% (R7)	現状維持
社会福祉施設の耐震化率	50.0% (R7)	72.7%
社会体育施設の耐震化率	100% (R7)	現状維持
公営住宅の耐震化率	100% (R7)	現状維持
空き家バンク登録件数 (延べ)	153 件 (R6)	250 件
空き家対策補助金を活用した空き家解体件数 (延べ)	236 件 (R6)	330 件
住宅等火災警報器設置率	83.5% (R7)	100%

推進事業
防災対策事業【総務課】 庁舎等管理事業【総務課】 町有財産管理事業【財務課】 公営住宅管理事業【町民課】 空き家対策事業【町民課】 住宅改修促進事業【町民課】 老人福祉センター整備事業【福祉課】 離島地区高齢者支援センター整備事業【健康支援課】 道路維持管理事業【建設課】 除排雪事業【建設課】 焼尻中学校改修事業【学校管理課】 天売複合施設建設事業【学校管理課】 公民館大規模改修事業【社会教育課】 社会教育施設管理事業【社会教育課】 総合研修センター施設管理事業【天売支所】【焼尻支所】

## 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

### (警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害による被害の低減に向け、北海道が新たに土砂災害警戒区域を指定した場合は、土砂災害ハザードマップを更新するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を図る。[国、道、町]

### (砂防設備等の整備、老朽化対策)

- 土砂災害の恐れがある箇所について、随時北海道へ情報提供を行い、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を促進する。[道、町]

指標	現状	目標 (R11)
土砂災害特別警戒区域の指定	13 箇所	随時指定
土砂災害警戒区域等の指定	27 箇所	随時指定
土砂災害ハザードマップ	作成・配布済み	随時更新

### 推進事業

防災対策事業【総務課】  
民有林除間伐奨励事業【農林水産課】

### 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### (津波避難体制の整備)

- 津波ハザードマップについて、引き続き地域住民への周知・啓発を図るとともに、国や北海道による新たな津波浸水想定の設定がなされた場合には、適宜ハザードマップの見直しを行う。[国、道、町]
- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、津波避難計画等に基づき整備を促進する。[町]
- 夜間や冬季に地震が発生した場合、津波浸水想定区域外への避難が困難となることも想定されることから、津波避難施設（津波避難タワー）の整備を検討する。[町]

#### (海岸保全施設等の整備)

- 汐見地区沿岸の浸食被害を最小限とするため、海岸保全施設が計画的に整備されるよう、北海道との連携を密に図る。[道、町]

指標	現状	目標 (R11)
津波ハザードマップ	作成済 (H29)	適宜見直し
津波避難計画の策定	策定済 (H31)	適宜見直し

推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名
防災対策事業【総務課】 都市防災総合推進事業【総務課】

**1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生**

**(洪水・内水ハザードマップの作成)**

- 国や北海道における浸水想定区域の見直しなどを契機として、適宜、洪水ハザードマップの情報を更新するとともに、町民への周知徹底、洪水ハザードマップを活用した防災訓練等を実施する。[国、道、町]
- 内水被害の発生状況等を踏まえた対応を検討する。[町]

**(河川改修等の治水対策)**

- 河川等の治水機能を確保するため、河道の掘削、築堤整備などの対策を実施する。[国、道、町]
- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設の計画的な整備や適切な維持管理を行う。[国、道、町]
- 台風や豪雨等の大雨による内水浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備を推進する。[国、道、町]

**(ため池の防災対策)**

- 大規模地震や豪雨等を起因とした農業用ため池の決壊などによる二次災害を防止するため、対象となるため池の点検・診断を実施し、必要な対策を推進する。[国、道、町]
- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、随時、農業用ため池の所在や管理状況の把握を実施する。[国、道、町]

指標	現状	目標 (R11)
洪水ハザードマップ	作成済 (R4)	適宜見直し
内水ハザードマップ	未作成	適宜作成

推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名
防災対策事業【総務課】 河川施設管理事業【建設課】 道路維持管理事業【建設課】 舗装修繕事業【建設課】 橋梁長寿命化事業【建設課】 基幹水利施設管理事業【農林水産課】 水利施設管理強化事業【農林水産課】 国営造成施設管理事業【農林水産課】 国営かんがい排水事業（羽幌用水地区）【農林水産課】 下水道施設建設事業【上下水道課】

## 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

### (暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]

### (防雪施設の整備)

- 点検による要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。[国、道、町]

### (除雪体制の確保)

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町]
- 将来的にも安定的な除雪体制を確保できるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国、道、町]

指標	現状	目標 (R11)
除雪車両台数	18台 (R7)	現状維持

推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名
除排雪事業（車両購入含む。）【建設課】

## 2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

### 2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

#### (防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 防災関係機関でつくる羽幌町防災会議や防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊等の行政機関や関係機関との連携を強化し、災害対応の実効性を高める。  
[国、道、町、民間]
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備にむけた取組を推進する。[国、道、町]

#### (自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、国等に対し要望活動を積極的に行う。[国、道、町]

#### (救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 警察、消防、消防団の災害対応能力強化のため災害用資機材を整備する。
- 立入り困難な場所での情報収集や点検等を行うため、必要に応じてドローンやAI、IoTなどのデジタル技術の導入について検討する。

#### (消防団活動の促進)

- 地域防災の中核的な存在として災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団員の確保、装備充実など消防団の機能強化を促進する。[町]

指標	現状	目標 (R11)
防災訓練の実施	年1回	継続
消防団団員数 (羽幌)	107人	110人
消防団団員数 (天売)	30人	40人
消防団団員数 (焼尻)	29人	35人

推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名
防災対策事業【総務課】 防災資機材購入事業【総務課】 自衛隊協力事務（自衛隊募集等）【総務課】 北留萌消防組合負担金事業【総務課】

## 2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

### （保健所機能の充実）

- 災害時における保健活動のマネジメントを適切に行うため、保健師をはじめ職員を対象とした研修を実施するなど、職員への教育、訓練を実施し、健康管理に関する能力の向上を図る。[町]
- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。[町]

### （災害時における福祉的支援）

- 高齢者や障がい者等の要配慮者や災害時の避難等に支援が必要な避難行動要支援者への支援を円滑に行うため、社会福祉協議会や自主防災組織と連携した支援体制の構築・充実を図る。[町、民間]
- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。[町、民間]

指標	現状	目標（R11）
麻しん・風疹ワクチンの接種率（第1期）	94.1%	95%以上を維持
麻しん・風疹ワクチンの接種率（第2期）	100%	95%以上を維持
防護服備蓄数	350着	350着
N95規格マスク備蓄数	0枚	350枚
避難行動要支援者台帳	整備済	適宜更新
自主防災組織の組織状況	3組織	10組織

推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名
防災対策事業【総務課】 防災資機材購入事業【総務課】 予防事業【健康支援課】

## 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

### (物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、応援協定等に基づく防災訓練に住民の参加も加えるなど平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[道、町、民間]
- 災害時の連携も含め他市町村との自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。[道、町、民間]

### (非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、羽幌町防災備蓄計画に基づき、計画的な行政備蓄・調達体制を整備する。[町]
- 家庭や事業所等に対し、食料や飲料水、生活必需品の備蓄を最低3日分、可能であれば1週間分を確保することを呼びかけるとともに、防災訓練等を通じ、自発的な備蓄促進を図る。[町]
- 羽幌町地域防災計画に基づき、非常用物資の備蓄体制の整備を図る。[町]

指標	現状	目標 (R11)
災害時応援協定等の締結件数 (民間企業・団体、行政機関)	15 件	継続及び増加
防災備蓄計画の策定	策定済 (H26)	適宜見直し
食料 (アルファ化米) 備蓄数	3,795 食	5,130 食
飲料水備蓄数	6,914ℓ	7,065ℓ
アルミマット備蓄数	432 枚	785 枚

推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名
防災対策事業【総務課】 防災資機材購入事業【総務課】

**2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生**

**(避難所等の指定・整備・普及啓発)**

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、適宜見直しを行うとともに、ホームページや SNS、広報紙等で周知を行う。[道、町]
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、新たな福祉避難所の指定を検討するなど、円滑な避難を可能とする体制を整備する。[町]
- 災害時の避難場所として活用される公共施設や公園等の整備を必要に応じて行う。[町]

**(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)**

- 炊き出し等による適温食の提供や避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッド等の簡易ベッド及びプライバシーに配慮したパーティションの設置、携帯トイレの活用やトイレ環境の向上など、避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、国の手引きを踏まえて、車中など避難所以外への避難者の生活環境の整備についても検討していく。[道、町、民間]
- 感染症の感染拡大時における感染防止策にも配慮した上で連携し、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・散布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を促進する。[道、町、民間]

**(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)**

- 本町が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を推進する。[道、町、民間]

指標	現状	目標 (R11)
毛布備蓄数	1,695 枚	2,000 枚
発電機備蓄数	26 基	32 基
ポータブルストーブ備蓄数	122 台	176 台
災害用トイレ備蓄数	28 基	200 基
ダンボールベッド備蓄数	105 台	150 台

推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名
防災対策事業【総務課】
防災資機材購入事業【総務課】

### 3 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

##### (災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部訓練の実施・検証を行うほか、庁舎被災時を想定した代替場所での本部運営訓練を行うなど、本部機能の強化に向けた取組を推進する。  
[町]
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定、地域防災マネージャー制度の活用などによる職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。[国、道、町]
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎、警察署、消防本部等、行政施設の耐震化及び非常用電源設備の整備を促進するとともに、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。[国、道、町]

##### (行政の業務継続体制の整備)

- 災害時の行政業務全体の継続体制が確立されていないため、業務継続計画を策定し、継続体制を整備する。[道、町]
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を適宜更新するとともに、情報システムの機能維持のための取組を促進する。[道、町]

##### (広域応援・受援体制の整備)

- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。[道、町]

指標	現状	目標 (R11)
災害対策本部を設置する役場庁舎の耐震化	未実施	方向性検討
消防庁舎の耐震化	未実施	実施
災害発生時の職員初動マニュアル	作成済 (H28)	適宜見直し

推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名
防災対策事業【総務課】 防災資機材購入事業【総務課】 庁舎等管理事業【総務課】 役場庁舎建替等検討事業【総務課】 行政システム等維持管理事業【総務課】 北留萌消防組合負担金事業【総務課】

## 4 経済活動の機能維持

### 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### (リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の移転、立地に向けた取組を促進するとともに、人材確保の支援を行う。[国、道、町、民間]
- 企業の経営強靱化及び災害時の事業活動の継続に資するため、商工会と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。[町、民間]

指標	現状	目標 (R11)
リスク分散による企業立地件数	0件	1件
事業継続力強化支援計画の策定	未策定 (R7)	策定

#### 推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名

企業振興促進事業【商工観光課】  
農林漁業の六次産業化促進事業【商工観光課】  
社宅建設促進支援事業【商工観光課】  
商工振興補助事業【商工観光課】  
事業継続力強化支援計画の策定【商工観光課】  
中小企業振興資金利子補給事業【商工観光課】

## 4-2 道外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

### (港湾の機能強化)

- 災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾の機能強化に向け、ターミナル機能の強化に資する港湾施設の整備を推進するとともに、耐震化や液状化及び老朽化対策を計画的に推進する。[国、道、町]
- 町内各港湾事業継続計画について策定に努めるとともに、災害時における港湾間の相互応援体制の強化に向けた取組を推進する。[国、道、町]

### (陸路における流通拠点の機能強化)

- 陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であるため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。[国、道、町、民間]

指標	現状	目標 (R11)
羽幌港港湾 BCP 計画の策定	未策定 (R7)	策定

推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名
港湾整備事業【建設課】 道路維持管理事業【建設課】 橋梁長寿命化事業【建設課】

### 4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

#### （食料生産基盤の整備）

- 食料供給基地として重要な役割を担う農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。  
[国、道、町]

#### （農水産業の体質強化）

- 農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、AI、IoTの活用など持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。[国、道、町]

#### （食料品の販路拡大）

- 災害時における食料の安定供給を行うためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化を進めるとともに、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。[国、道、町、民間]

#### （農産物の産地備蓄の推進）

- 産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を促進する。[国、道、町、民間]

指標	現状	目標 (R11)
農業就業人口	230 人	現状維持
水田における農地の大区画化 (1h 以上) の割合	約 9 %	10%
6 次産業化件数	2 件	3 件

推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名
離島漁業再生支援交付金事業【農林水産課】
離島活性化事業【農林水産課】
浜の活力再生・成長促進交付金事業【農林水産課】
畜産担い手育成総合整備事業【農林水産課】
農業農村整備事業【農林水産課】
中山間地域等直接支払交付金事業【農林水産課】
農業経営所得安定対策等推進事業【農林水産課】
農山漁村活性化整備対策事業【農林水産課】
企業振興促進事業【商工観光課】
農林漁業の六次産業化促進事業【商工観光課】

#### 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

##### (森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、道、町、民間]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]

##### (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の適正な保全管理を推進する。[国、道、町]

指標	現状	目標 (R11)
町有林における人工林の面積	514ha	現状維持
農地、農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数	4 組織	現状維持

推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名
民有林除間伐奨励事業【農林水産課】 豊かな森づくり推進事業【農林水産課】 町有林管理事業【農林水産課】 林道維持管理事業【農林水産課】 天売島共生保安林管理事業【農林水産課】 森林整備事業【農林水産課】 多面的機能支払事業【農林水産課】 農業農村整備事業【農林水産課】

## 5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

### 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

#### (関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システム等により、関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムを活用し、情報の共有化を図る。[国、道、町]
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの適切な運用に努めるとともに、耐災害性に優れた衛星携帯電話の整備を促進するなど、通信手段の多重化を推進する。[道、町]

#### (住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、「避難情報に関するガイドライン」に基づいた避難のタイミングを周知するとともに、必要に応じて「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを行う。[道、町]
- 住民等への災害情報の伝達手段として、防災 info はぼろ、町公式 LINE やホームページの活用のほか、「Lアラート（災害情報共有システム）」の適切な運用に努めるなど、災害情報伝達手段の多重化を促進する。[国、道、町]
- 災害情報の提供に有効なテレビやラジオについては、その機能を確保するため、共聴施設の計画的な維持管理など難聴対策を推進する。[国、道、町]
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報の収集体制の整備を推進する。[国、道、町]

#### (外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害情報の多言語化や道の駅における情報発信力強化など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。[国、道、町、民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認など、「共助」の最大限の発揮に向け、所要の対策を推進する。[国、道、町]

### (帰宅困難者対策の推進)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、一時退避場所として活用される施設の管理者等との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。[国、道、町、民間]

### (地域防災活動、防災教育の推進)

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道、町、民間]
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、出前講座や各種教材の提供を行う等、地域防災力強化に向けた取組を推進する。[町]
- 学校関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[町]

指標	現状	目標 (R11)
自主防災組織の組織状況【再掲】	3組織	10組織
防災 info はぼろ アプリ登録者数	3,062人	4,000人
防災 info はぼろ 個別受信機貸与数	1,057台	1,160台
道の駅 BCP 計画の策定	未策定 (R7)	策定
防災訓練の実施	年1回	継続

推進事業 ※末尾の【】内は所管部局名
防災対策事業【総務課】 防災情報伝達システム整備事業【総務課】 国民保護事業【総務課】 民放ラジオ難聴対策事業【地域振興課】 観光協会補助事業【商工観光課】 学校関連施設管理事業【学校管理課】 防災教育推進事業【学校管理課】

## 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

### (再生可能エネルギーの導入拡大)

- 北海道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、国や北海道との連携によるエネルギーの地産地消、地域の特性や資源を活かした施策を検討する。[道、町、民間]

### (電力基盤等の整備)

- 北海道胆振東部地震に伴う大規模停電を踏まえ、電力需要の安定や再生可能エネルギーの導入等に向け、国や道、電気事業者等との連携強化を図る。[国、道、町、民間]
- 町有施設への新エネ導入や省エネ導入を推進し、町内事業所等への普及拡大を図る。[町、民間]

### (石油燃料供給の確保)

- 留萌地方石油業協同組合との協定に基づき、災害時の救助・救急、災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に供給・確保されるよう、平時から情報共有等を行い、連携強化を図る。[町、民間]

指標	現状	目標 (R11)
電力会社との大規模災害時における相互協力に関する基本協定	締結済 (R3)	継続・適宜見直し
電気事業者との災害時等協力協定	締結済 (R3)	継続・適宜見直し
再生可能エネルギーを導入した公共施設の数	1 施設 (H26)	増加
石油業協同組合との災害時協定	締結済 (H21)	継続・適宜見直し

### 推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名

防災対策事業【総務課】  
離島再生可能エネルギー推進事業【地域振興課】

### 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

#### (水道施設等の防災対策)

- 災害時における給水機能を確保するため、配水池、配水管、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や浸水対策、基幹管路の多重化などを推進するほか、人口減少等による今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。[町]
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時の給水拠点を確保するため、施設の整備や応急給水体制の充実を進め、防災機能を強化する。[町]

#### (下水道施設等の防災対策)

- 地震発生時における下水道機能を確保するため、ストックマネジメント計画に基づき、改築・更新など計画的な維持管理を実施するとともに、下水道業務継続計画（BCP）により災害時における業務継続のための整備を進める。[町]
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。[町]

指標	現状	目標（R11）
上水道の基幹管路の耐震適合率	8.96%	11.66%
浄水施設の耐震化率	50%	現状維持
配水池の耐震化率	54.46%	現状維持
水道施設アセットマネジメント計画策定状況	未策定	策定
下水道BCPの策定状況	策定済（H28）	適宜見直し
下水道ストックマネジメント計画策定状況	策定済（H30）	適宜見直し
生活排水処理率 （（下水道接続人口＋合併浄化槽人口）÷人口）	67.7%	71.0%
合併処理浄化槽の設置率	42.2%	46%

#### 推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名

し尿処理事業【町民課】  
 合併処理浄化槽整備事業【町民課】  
 道路維持管理事業【建設課】  
 水道施設建設事業【上下水道課】  
 簡易水道施設設備改修事業【上下水道課】  
 下水道施設建設事業【上下水道課】

## 5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### (交通ネットワークの整備)

- 災害時における広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保するため、高規格道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備、緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を北海道と連携して推進する。[国、道、町]

### (道路施設の防災対策等)

- 道路点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所の工事を計画的に実施するとともに、必要に応じて関係機関への要望、協議を行う。[町]
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。[町]

指標	現状	目標 (R11)
橋梁長寿命化計画の策定及び見直し	策定(H25), 見直し(R7)	適宜見直し
道路等点検率	100% (R7)	現状維持
橋梁点検率	100% (R7)	現状維持
橋梁補修状況 (63 橋中)	10 橋 (H27~R7)	14 橋 (H27~R11)

推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名
道路維持管理事業【建設課】
舗装修繕事業【建設課】
橋梁長寿命化事業【建設課】
農業農村整備事業【農林水産課】

## 6 迅速な復旧・復興等

### 6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

#### (災害廃棄物の処理体制の整備)

- 羽幌町地域防災計画において廃棄物処理等計画を定めているが、早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画を策定し、処理体制を整備する。[町]

#### (地籍調査の実施)

- 災害後の円滑な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。[町]

#### (仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国等と連携しながら、研修等を通じ職員の能力向上を図るとともに、他自治体からの応援職員受入体制の整備を図る。[国、道、町]

指標	現状	目標 (R11)
災害廃棄物処理計画の策定	未策定	策定
地籍調査進捗率	64.0%	75.0%

推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名
廃棄物収集処理事業【町民課】 地籍調査事業【建設課】

## 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

### (災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図るため、建設協会との協定に基づく対策を継続する。[町、民間]
- 災害時の復旧・復興のほか、施設の老朽化対策に不可欠な建設業の振興のため、担い手の確保や業務継続計画の策定支援など、関係機関等と連携した取組を推進する。[町、民間]

### (行政職員等の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・北海道及び市町村の行政職員の応援・受援体制を強化するほか、技術職員の確保に向けた取組を進める。[国、道、町]
- 災害ボランティア等の受入体制の整備を進めるため、社会福祉協議会等との連携強化を図る。[町、民間]

### (地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 災害時においても迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、人口減少や高齢化等に伴い、生活機能の低下や交通手段の不足などの問題が生じている集落について、集落機能の維持・確保を図る取組を実施する。また、羽幌町地域情報連絡員事業を継続し、地域コミュニティとの連携強化に努める。[町、民間]

指標	現状	目標 (R11)
町内建設業就業者の構成比 (国勢調査)	7.4% (R2)	現状維持
災害ボランティアセンターの設置・運営に係る協定	未締結 (R7)	締結
地域おこし協力隊活動期間終了後における定住数(累計)	5人 (R7)	増加

### 推進事業 ※末尾の【 】内は所管部局名

防災対策事業【総務課】  
 移住定住促進事業【地域振興課】  
 地域おこし協力隊事業【地域振興課】  
 社会福祉協議会補助事業【福祉課】

### 1 計画の推進期間等

---

羽幌町強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、社会情勢の変化や「基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年間とする。なお、計画期間内においても、社会情勢の大きな変化等により、計画内容の抜本的な見直しが必要な場合には、適宜見直しを行う。

また、本計画は、本町の他の個別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する個別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

## 2 計画の推進方法

---

### 2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

#### 《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

### 2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、羽幌町強靱化の継続的な改良を図っていく。

## 【別表 1】 羽幌町強靱化に関する脆弱性評価

## 1 人命の保護

<p><b>1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生</b></p> <p><b>【評価結果】</b></p> <p><b>(住宅・建築物等の耐震化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅・建築物等のうち、民間住宅の耐震化率は74.9%に止まっていることから、北海道耐震改修促進計画との整合を図るとともに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標として取り組んでいく必要がある。</li> <li>○ 学校施設、医療施設、社会福祉施設や体育施設など不特定多数が集まる施設の耐震化は一定の進捗が見られるが、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、適切に維持管理を行う必要がある。</li> </ul> <p><b>(建築物等の老朽化対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理や保守、更新等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、公共施設マネジメント計画や各施設管理者が策定する個別計画に沿った計画的な維持管理・更新等を適切に行う必要がある。</li> <li>○ 「羽幌町公営住宅等長寿命化計画」に沿った公営住宅の計画的な改修等を実施する必要がある。</li> <li>○ 空き家等の所有者に対し、適正管理や老朽化防止の必要性を周知する必要がある。</li> <li>○ 空き家等の発生抑制、空き家等の利活用・除却を促進する必要がある。</li> </ul> <p><b>(緊急輸送道路等の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道、他の市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。</li> <li>○ 国道及び道道の道路管理者と連携を密に図り、道路啓開や優先的な除雪を実施するための仕組みを構築する必要がある。</li> </ul> <p><b>(防火対策・火災予防)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>【指標（現状値）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化率 74.9% (R7)</li> <li>・小中学校の耐震化率 84.6% (R7)</li> <li>・社会福祉施設の耐震化率 50.0% (R7)</li> <li>・社会体育施設の耐震化率 100% (R7)</li> <li>・公営住宅の耐震化率 100% (R7)</li> <li>・空き家バンク登録件数（延べ） 153件 (R6)</li> <li>・空き家対策補助金を活用した空き家解体件数（延べ） 236件 (R6)</li> <li>・住宅等火災警報器設置率 83.5% (R7)</li> </ul>
--

<p><b>1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生</b></p> <p><b>【評価結果】</b></p> <p>(警戒避難体制の整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハザードマップ更新など警戒避難体制の整備を促進する必要がある。</li> <li>○ 北海道と連携して必要な調査を行うとともに、危険箇所が判明した場合は区域の指定を推進する必要がある。</li> <li>○ ハザードマップを視覚的に分かりやすい形で作成し、デジタルデータで配信するなど、防災情報の高度化を行う必要がある。</li> </ul> <p>(砂防設備等の整備、老朽化対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道において、東浜沢川の砂防整備を進めているが、現状では、未整備箇所が残されていることから、引き続き道に対し、施設整備等の促進を要請する必要がある。</li> </ul> <p><b>【指標（現状値）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害特別警戒区域指定 13 箇所</li> <li>・土砂災害警戒区域指定 23 箇所</li> <li>・土砂災害ハザードマップ 作成・配布済み</li> </ul>
<p><b>1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生</b></p> <p><b>【評価結果】</b></p> <p>(津波避難体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じたハザードマップや避難計画の見直しをはじめ、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保も含めた避難体制の強化を推進する必要がある。</li> <li>○ 現在、指定している緊急避難場所や避難所について、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制や住民への周知を一層図っていく必要がある。</li> <li>○ ハザードマップを視覚的に分かりやすい形で作成し、デジタルデータで配信するなど、防災情報の高度化を行う必要がある。</li> <li>○ 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については概ね完了しているが、今後新たな津波浸水予想地域の想定など情勢の変化があった場合は、それに応じた看板等の整備を行う必要がある。</li> <li>○ 日本海沿岸における津波の特徴として、地震発生から到達までの時間が短く、夜間や冬季など避難行動開始までに時間を要した場合、津波浸水想定区域外への避難が困難となることも想定されることから、津波避難施設（津波避難タワー）の整備を検討する必要がある。</li> </ul> <p><b>【指標（現状値）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波ハザードマップ 作成済 (H29)</li> <li>・津波避難計画の策定 策定済 (H31)</li> </ul>

**1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に  
伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生**

**【評価結果】**

**(洪水・内水ハザードマップの作成)**

- 道が作成する、市町村の洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる洪水浸水想定区域図の一層の活用を図るなど、内水も含めた町のハザードマップの作成及び防災訓練の実施を促進する必要がある。

**(河川改修等の治水対策)**

- 管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年大雨災害で被害を受けた河川や都市部を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設については、これまでに未策定であった長寿命化計画等を作成し、老朽施設の補修等を計画的に行っていく必要がある。
- 近年頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

**(ため池の防災対策)**

- 大規模地震や豪雨等を起因とした農業用ため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となる農業用ため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく必要な対策を推進するとともに、浸水予測図に基づく防災重点ため池のハザードマップの作成等を進める必要がある。
- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握し、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努める必要がある。

**【指標（現状値）】**

- ・浸水（洪水・内水）ハザードマップ 作成済（洪水、R4）

<p><b>1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生</b></p> <p><b>【評価結果】</b></p> <p>(暴風雪時における道路管理体制の強化)</p> <p>○ 各道路管理者(国、道、町)の連携による定期的なパトロールを実施し、暴風雪時には交通障害の発生や通行止めなど迅速な情報共有を図るとともに、地域住民のほか外国人を含む観光客等への情報伝達体制を整備する必要がある。</p> <p>(防雪施設の整備)</p> <p>○ 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。</p> <p>(除雪体制の確保)</p> <p>○ 各道路管理者(国、道、町)において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。</p> <p>○ 安定的な除雪体制が確保できるよう、除雪機械の計画的な更新のほか、除雪管理システムを導入し更なる除雪体制整備を推進する必要がある。</p> <p><b>【指標(現状値)】</b></p> <p>・除雪車両台数 18台 (R7)</p>
---

## 2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>(防災訓練等による救助・救急体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道が主催する防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。</li> <li>○ 緊急消防援助隊や道内広域応援隊などそれぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。</li> </ul> <p>(自衛隊体制の維持・拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大 13,000 人（延べ 83 万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の町内外における大規模自然災害時に備え、北海道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた地理的特性等を踏まえ、北海道の自衛隊体制の維持・拡充に向けた協力体制を継続する必要がある。</li> </ul> <p>(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察、消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。</li> <li>○ 大災害時において迅速に被災状況等を把握するため、空中写真画像等の俯瞰的な画像データや、マスメディア、インターネット等からの情報、ドローン等の先端技術を効果的に組み合わせて情報を収集・共有する体制の強化を図る必要がある。</li> </ul> <p>(消防団活動の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、町内では団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。</li> <li>○ 消防団の装備の充実や団員の増員を促進する必要がある。</li> </ul>
<p><b>【指標（現状値）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練の実施 年 1 回</li> <li>・ 消防団団員数（羽幌） 107 人（R7）</li> <li>・ 消防団団員数（天売） 30 人（R7）</li> <li>・ 消防団団員数（焼尻） 29 人（R7）</li> </ul>

## 2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

### 【評価結果】

#### （保健所機能の充実）

- 災害時における保健活動のマネジメントを適切に行うため、保健師をはじめ職員を対象とした研修を実施するなど、職員への教育、訓練を実施し、健康管理に関する能力の向上を図る必要がある。
- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する必要がある。また、平時から円滑に定期的な予防接種を実施できるよう国や北海道との連絡調整や適切な情報提供に取り組む必要がある。

#### （災害時における福祉的支援）

- 平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画策定の促進を図るとともに、名簿情報及び個別避難計画の適切な管理に努める必要がある。
- 消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関のほか、平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員など福祉関係者と連携し、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、被災時における避難活動支援等の体制整備を推進する必要がある。
- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。
- 福祉避難所における災害用資機材や物資の整備を図る必要がある。

### 【指標（現状値）】

- ・麻しん・風疹ワクチンの接種率（第1期） 94.1%
- ・麻しん・風疹ワクチンの接種率（第2期） 100%
- ・防護服備蓄数 350着（R7）
- ・N95規格マスク備蓄数 0枚（R7）
- ・避難行動要支援者台帳 整備済
- ・自主防災組織の組織数 3組織

### 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

#### 【評価結果】

##### (物資供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、協定締結機関や団体、住民が参加する防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する必要がある。

##### (非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、防災備蓄計画に基づき、行政備蓄・調達体制を強化するとともに、広域での応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため、北海道と連携して家庭内備蓄の意義や必要性についての啓発活動に取り組む必要がある。
- 地域防災計画に基づき、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・災害時応援協定等の締結件数（民間企業・団体、行政機関） 15件（R7）
- ・防災備蓄計画の策定 策定済（H26）
- ・食料（アルファ化米）備蓄数 3,795食（R7）
- ・飲料水備蓄数 6,914ℓ（R7）
- ・アルミマット備蓄数 432枚（R7）

## 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

### 【評価結果】

#### (避難所等の指定・整備・普及啓発)

- 指定避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所について、更なる確保や要配慮者が円滑な避難を可能とする体制整備を図る必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共施設や公園等について、災害用資機材の整備や建物の耐震改修なども含め、引き続き地域の実情に応じた整備を促進する必要がある。

#### (避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 避難施設における良好な生活環境を確保し災害関連死等を防止するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や、段ボールベッド、簡易ベッド及びプライバシーに配慮したパーティションの設置など生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、十分なトイレ環境の向上を図る必要がある。
- 国の「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難所以外にいる避難者等の避難生活の環境改善及び質の向上を図る必要がある。
- 避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、避難所の適切な設置・運営等に資する取組を行う必要がある。

#### (積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも既存の暖房施設が使用できる外部電源の確保、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄や給水体制の整備、温かい食事を提供できる体制の構築などについて、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

### 【指標（現状値）】

- ・毛布備蓄数 1,695 枚 (R7)
- ・発電機備蓄数 26 基 (R7)
- ・ポータブルストーブ備蓄数 122 台 (R7)
- ・災害用トイレ備蓄数 28 基 (R7)
- ・ダンボールベッド備蓄数 105 台 (R7)

## 3 行政機能の確保

<b>3-1 道内外における行政機能の低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱</b>
<p><b>【評価結果】</b></p> <p><b>(災害対策本部機能等の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を地域防災計画で規定しているが、今後、訓練などを通じ、職員の参集や応援職員の受入体制、各班相互の連携、報道対応などを含めて本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。</li> <li>○ 地域防災計画等の見直しや職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。</li> <li>○ 災害対策本部となる役場庁舎については、災害時の機能確保・維持を図るため、非常用電源設備の整備と概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。</li> </ul> <p><b>(行政の業務継続体制の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時における行政業務の継続確保に向けて、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて庁内各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、業務継続計画の策定を検討する必要がある。</li> <li>○ 災害時においても、業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など「ICT 部門の業務継続計画」に基づく取組を計画的に進める必要がある。</li> <li>○ ICT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）の検証や見直しを検討する必要がある。</li> </ul> <p><b>(広域応援・受援体制の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害が発生した場合の災害応急体制の確保を図るため、北海道と他市町村との応援・受援体制の構築を図る必要がある。</li> </ul>
<p><b>【指標（現状値）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部を設置する役場庁舎の耐震化 未実施</li> <li>・消防庁舎の耐震化 未実施</li> <li>・災害発生時の職員初動マニュアル 作成済（H28）</li> </ul>

## 4 経済活動の機能維持

<p><b>4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞</b></p> <p><b>【評価結果】</b></p> <p>(リスク分散を重視した企業立地等の促進)</p> <p>○ 近年、全国的に相次ぐ自然災害や、人手不足の深刻化などにより、企業の事業継続に関するリスクマネジメントへの意識が高まる中、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した北海道の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本町への立地を促進するための取組を強化する必要がある。</p> <p>(企業の事業継続体制の強化)</p> <p>○ 全国的に自然災害が頻発する中、災害時における経済活動の維持・継続に向け、引き続き BCP 策定の手引きの配布、セミナーの開催により 意識醸成を図るほか、各産業支援機関と連携した相談対応を実施するなど、中小企業の実効性の高い事業継続計画の策定を促進する必要がある。</p> <p>○ 企業の経営強靱化及び災害時の事業活動の継続に資するため、商工会と連携して事業継続力強化支援計画を策定する必要がある。</p> <p>(被災企業等への金融支援)</p> <p>○ 国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、本町においてはこうしたセーフティネット策を周知するとともに、国と北海道と連携して、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。</p> <p><b>【指標（現状値）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク分散による企業立地件数 0 件</li> <li>・事業継続力強化支援計画の策定 未策定 (R7)</li> </ul>
--

**4-2 道外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響****【評価結果】****(港湾の機能強化)**

- 港湾施設維持管理計画による施設の維持管理を今後も効率的に実施するとともに、災害時における離島地域への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾の機能強化に向け、ターミナル機能の強化に資する港湾施設の整備を推進するとともに、耐震化、液状化及び老朽化対策を計画的に推進する必要がある。
- 国、道及び海保等との災害発生時の物資輸送訓練を実施するなど、相互応援体制の強化を図る必要がある。

**(陸路における流通拠点の機能強化)**

- 本町は南北に縦長に広がる管内地域の中心部に位置し、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点として重要な役割を果たしているが、被災した場合の代替機能の確保が困難であるため、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を進める必要がある。

**【指標（現状値）】**

- ・羽幌港港湾BCP計画の策定 未策定 (R7)

## 4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

## 【評価結果】

## (食料生産基盤の整備)

- 北海道の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、北海道のみならず全国の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

## (農水産業の体質強化)

- 北海道の農水産業は厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、本町においても経営安定対策や担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。
- 農水産業の生産力の向上を図るため、ロボットやAIの活用による省力・高生産な農水産業経営に資する取組を推進する必要がある。

## (食料品の販路拡大)

- 北海道の農水産業は厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、本町においても経営安定対策や担い手の育成確保など、農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

## (農産物の産地備蓄の推進)

- 国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

## 【指標（現状値）】

- ・ 農業就業人口 230人 (R6)
- ・ 水田における農地の大区画化 (1ha以上) の割合 約9% (R6)
- ・ 6次産業化件数 2件 (R7)

## 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

## 【評価結果】

## (森林の整備・保全)

- 大災害等に起因する森林被害による国土の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

## (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

## 【指標（現状値）】

- ・町有林における人工林の面積 514ha (R6)
- ・農地、農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 4組織 (R7)

## 5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
<p><b>【評価結果】</b></p> <p><b>(関係機関の情報共有化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生した場合、町民を迅速かつ的確に避難させ救護するため、道や他の市町村、防災関係機関等との情報交換、情報伝達体制について平時から整備しておく必要がある。</li> <li>○ 北海道防災情報システムの運用により、北海道と密に情報共有を図り、防災気象情報や避難情報などの災害情報を住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うために、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした業務習熟を図る必要がある。</li> <li>○ 災害時における被災地住民の安否確認や避難所運営の効率化に向け、デジタル等新技術の活用による個人確認の迅速化・高度化を図る必要がある。</li> <li>○ 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が進められ、関係機関で情報を共有しているが、老朽施設の更新や未整備箇所の整備など同システムの機能強化を図る必要がある。</li> <li>○ 災害時の行政間の通信回線を確保するため、北海道総合行政情報ネットワークの通信基盤の計画的な更新と災害時の通信体制確保について、継続して要望していく必要がある。</li> <li>○ 被災による有線系統（有線電話や携帯電話など）の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、行政機関における地域の電波特性を考慮した通信機器の整備を推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>(住民等への情報伝達体制の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種災害にかかる避難勧告等の発令基準について住民周知を図る必要がある。</li> <li>○ 住民への災害情報の伝達方法について、従来から活用している防災 info はぼろや緊急報メールだけでなく、「Lアラート（災害情報共有システム）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。</li> <li>○ テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に伝達するため避難所等に公衆無線 LAN 等の機能を備えた防災情報ステーションを整備するなど、市街地及びへき地における耐災害性を向上する通信インフラを整備する必要がある。</li> <li>○ 災害時における住民安否情報の確認のため、国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。</li> </ul> <p><b>(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時において、観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導を行うため、道の駅 BCP の策定や多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、関係機関と連携した受け入れ体制の整備が必要である。</li> <li>○ 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の道路案内標識等の整備が必要である。</li> <li>○ 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行えるよう、町内における避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定など対策を推進する必要がある。</li> </ul>

ある。

**(帰宅困難者対策の推進)**

- 暴風雪による視界不良での多数の帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

**(地域防災活動、防災教育の推進)**

- 地域防災力の向上に向け、北海道が現在取り組んでいる「防災教育アドバイザー制度」などを活用し、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。
- 町内会等への出前講座等を実施するなど、地域全体での「自助」「共助」「公助」による防災意識のより一層の浸透を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

**【指標（現状値）】**

- ・ 自主防災組織の組織状況【再掲】 3 組織
- ・ 防災情報伝達システム（防災 info はぼろ） アプリ登録者数 3,062 人
- ・ 防災 info はぼろ 個別受信機貸与数 1,057 台
- ・ 道の駅 BCP 計画の策定 未策定 (R7)
- ・ 防災訓練の実施 年 1 回

**5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止**

**【評価結果】**

**(再生可能エネルギーの導入拡大)**

- 北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、北海道が設定する再生可能エネルギー導入目標の実現に向け連携を強化し、エネルギーの地産地消などの関連施策の推進を図る必要がある。

**(電力基盤等の整備)**

- 北海道胆振東部地震に伴う大規模停電を踏まえ、電力需給の安定や再生可能エネルギーの導入等に向け、国や北海道、電気事業者等との連携を強化する必要がある。

**(石油燃料供給の確保)**

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、留萌地方石油業協同組合と連携を図りながら、石油販売事業者との間で災害時連絡体制を整備し、効果的な運用を図る必要がある。

**【指標（現状値）】**

- 電力会社との大規模災害時における相互協力に関する基本協定 締結済 (R3)
- 電気事業者との災害時等協力協定 締結済 (R3)
- 再生可能エネルギーを導入した公共施設の数 1 施設 (H26)
- 石油業協同組合との災害時協定 締結済 (H21)

## 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

## 【評価結果】

## (水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な整備、老朽化対策を推進する必要がある。また、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進する必要がある。
- 水道施設及び設備に関する長期的資産管理計画を策定することで、持続的な施設及び設備の更新を図る必要がある。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

## (下水道施設等の防災対策)

- 地震発生時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化に向けた着実な整備が求められる。また、施設の改築・更新など計画的な維持管理を行うためにストックマネジメント計画の推進を図る必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。
- 費用の問題もあり、積極的な転換は行われていない状況だが、下水道への接続を行う世帯もあり、状況に応じた転換を推進する必要がある。

## 【指標（現状値）】

- ・ 上水道の基幹管路の耐震適合率 8.96% (R7)
- ・ 浄水施設の耐震化率 100% (R7)
- ・ 配水池の耐震化率 100% (R7)
- ・ 水道施設アセットマネジメント計画の策定 未策定
- ・ 下水道 BCP の策定 策定済 (H28)
- ・ 下水道ストックマネジメント計画策定状況 策定済 (H30)
- ・ 生活排水処理率 ((下水道接続人口+合併浄化槽人口) ÷ 人口) 67.7%
- ・ 合併処理浄化槽の設置率 42.2% (R7)

#### 5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

##### 【評価結果】

##### (交通ネットワークの整備)

- 災害時において、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を北海道と連携して推進する必要がある。

##### (道路施設の防災対策)

- 落石や岩石崩落などの道路点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を計画的に実施し、必要に応じ関係機関と協議・要望するとともに、災害時に重要となる避難路上などの橋梁の耐震化についても、橋梁長寿命化計画に基づき整備を推進する必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、橋梁長寿命化計画に基づき、今後も計画的な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

##### 【指標（現状値）】

- ・ 橋梁長寿命化計画の策定及び見直し 策定 (H25), 見直し (R7)
- ・ 道路等点検率 100% (R7)
- ・ 橋梁点検率 100% (R7)
- ・ 橋梁補修状況 (63 橋中) 10 橋 (H27~R7)

## 6 迅速な復旧・復興等

<p><b>6-1 災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ</b></p> <p><b>【評価結果】</b></p> <p>(災害廃棄物の処理体制の整備)</p> <p>○ 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を進め、災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。</p> <p>(地籍調査の実施)</p> <p>○ 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査の推進を図る必要がある。</p> <p>(仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)</p> <p>○ 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国、北海道等と連携しながら、研修等を通じ職員の能力向上を図るとともに、他自治体からの応援職員受入体制の整備を図る必要がある。</p> <p><b>【指標（現状値）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物処理計画の策定 未策定 (R7)</li> <li>・ 地籍調査進捗率 64.0% (R7)</li> </ul>
---

## 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

## 【評価結果】

## (災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合であっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。
- 災害時の復旧・復興はもとより、今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

## (行政職員の活用促進)

- 北海道が道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応するため設置している「公共土木施設災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する連絡会議」の枠組みを活用した応援体制の強化を図る必要がある。
- 社会福祉協議会などの関係機関と連携したボランティア等の受入体制の整備とボランティア支援をコーディネートする人材の育成を促進するとともに、災害時における円滑なボランティア受入窓口の設置及び活動環境の整備を図る必要がある。

## (地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。
- 人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足などの問題が生じている集落については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

## 【指標（現状値）】

- ・町内建設業就業者の構成比（国勢調査） 7.4%（R2）
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営に係る協定 未締結（R7）
- ・地域おこし協力隊活動期間終了後における定住数（累計） 5人（R7）

## 【別表2】 羽幌町強靱化のための推進事業一覧

所管部局	事業名	リスクシナリオNo.
総務課	防災対策事業	<u>1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-1, 5-1, 5-2, 6-2</u>
	都市防災総合推進事業	<u>1-3</u>
	防災資機材購入事業	<u>2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-1</u>
	防災情報伝達システム整備事業	<u>5-1</u>
	役場庁舎建替等検討事業	<u>3-1</u>
	庁舎等管理事業	<u>1-1, 3-1</u>
	国民保護事業	<u>5-1</u>
	自衛隊協力事務	<u>2-1</u>
	北留萌消防組合負担金事業	<u>2-1, 3-1</u>
	行政システム等維持管理事業	<u>3-1</u>
財務課	町有財産管理事業	<u>1-1</u>
地域振興課	移住定住促進事業	<u>6-2</u>
	地域おこし協力隊事業	<u>6-2</u>
	民放ラジオ難聴対策事業	<u>5-1</u>
	離島再生可能エネルギー推進事業	<u>5-2</u>
町民課	合併処理浄化槽整備事業	<u>5-3</u>
	廃棄物収集処理事業	<u>6-1</u>
	公営住宅管理事業	<u>1-1</u>
	空き家対策事業	<u>1-1</u>
	住宅改修促進事業	<u>1-1</u>
	し尿等処理事業	<u>5-3</u>
福祉課	老人福祉センター整備事業	<u>1-1</u>
	社会福祉協議会補助事業	<u>6-2</u>
健康支援課	離島地区高齢者支援センター整備事業	<u>1-1</u>
	予防事業	<u>2-2</u>
建設課	道路維持管理事業	<u>1-1, 1-4, 4-2, 1-5, 5-3, 5-4</u>
	舗装修繕事業	<u>1-4, 5-3, 5-4</u>
	除排雪事業（車両購入含む）	<u>1-1, 1-5</u>
	橋梁長寿命化事業	<u>1-4, 4-2, 5-4</u>
	河川施設管理事業	<u>1-4</u>

別表2 推進事業一覧

	港湾整備事業	<u>4-2</u>
	地籍調査事業	<u>6-1</u>
上下水道課	水道施設建設事業	<u>5-3</u>
	簡易水道施設設備改修事業	<u>5-3</u>
	下水道施設建設事業	<u>1-4, 5-3</u>
農林水産課	畜産担い手育成総合整備事業	<u>4-3</u>
	基幹水利施設管理事業	<u>1-4</u>
	水利施設管理強化事業	<u>1-4</u>
	国営造成施設管理事業	<u>1-4</u>
	国営かんがい排水事業（羽幌用水地区）	<u>1-4</u>
	農業農村整備事業	<u>4-3, 4-4, 5-4</u>
	中山間地域等直接支払交付金事業	<u>4-3</u>
	農業経営所得安定対策推進事業	<u>4-3</u>
	多面的機能支払事業	<u>4-4</u>
	農山漁村活性化整備対策事業	<u>4-3</u>
	森林整備事業	<u>1-2, 4-4</u>
	民有林除間伐奨励事業	<u>1-2, 4-4</u>
	豊かな森づくり推進事業	<u>4-4</u>
	町有林管理事業	<u>1-2, 4-4</u>
	林道維持管理事業	<u>4-4, 5-4</u>
	天売島共生保安林管理事業	<u>4-4</u>
	離島漁業再生支援交付金事業	<u>4-3</u>
	離島活性化事業	<u>4-3</u>
	浜の活力再生・成長促進交付金事業	<u>4-3</u>
	商工観光課	企業振興促進事業
農林漁業の六次産業化促進事業		<u>4-1, 4-3</u>
社宅建設促進支援事業		<u>4-1</u>
商工振興補助事業		<u>4-1</u>
事業継続力強化支援計画の策定		<u>4-1</u>
中小企業特別融資制度資金利子補給事業		<u>4-1</u>
観光協会補助事業		<u>5-1</u>
学校管理課	天売複合施設建設事業	<u>1-1</u>
	焼尻中学校改修事業	<u>1-1</u>
	学校関連施設管理事業	<u>5-1</u>
	防災教育推進事業	<u>5-1</u>

別表2 推進事業一覧

社会教育課	公民館大規模改修事業	<u>1-1</u>
	社会教育施設管理事業	<u>1-1</u>
天売支所・ 焼尻支所	総合研修センター施設管理事業	<u>1-1</u>

## 計画策定、改定等の履歴

策定・改定等年月	区分	内容等
令和2年6月		新規策定
令和8年3月	改訂	推進期間終了、国の基本計画見直し及び北海道強靱化計画改定等

## 羽幌町強靱化計画

発行 令和8年3月

編集 羽幌町地域振興課政策推進係

〒078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1

TEL 0164-68-7013 FAX 0164-62-1219

Mail [c-seisaku@town.haboro.lg.jp](mailto:c-seisaku@town.haboro.lg.jp)